

## 吹田市小規模保育事業等の認可に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項に定める家庭的保育事業等のうち、法第6条の3第10項の小規模保育事業及び同条第12項の事業所内保育事業（以下「事業」という。）を行おうとする者に対し、その認可の申請及び各種届出の手続きについて、必要な事項を定める。

(地域の状況の把握)

第2条 市長は、保育所等利用待機児童数等に係る地域の現状及び方向から推計される将来の保育需要を踏まえた子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画の保育の確保方策に基づき、事業認可等を行うものとする。

(事業認可の基準)

第3条 認可に当たっては、吹田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日吹田市条例第34号。以下「条例」という。）その他関係法令に定めるもののほか、次条から第10条に掲げる要件をいずれも満たしていることを条件とする。

(食事の提供の特例)

第4条 条例の規定により適用する家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「適用省令」という。）第16条第1項の規定により、搬入施設において調理し家庭的保育事業を行う事業所等に搬入する方法により食事を提供するときは、「保育所における食事の提供について」（平成22年6月1日雇児発0601第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を準用する。

(職員)

第5条 適用省令第29条第2項に規定する保育士の数は、同項各号に規定する方法により乳幼児の区分ごとに算定した数（小数点第2位以下切り捨て）を合算した数（小数点以下を四捨五入）とする。

2 適用省令第29条第2項に規定する保育士の数に短時間勤務の職員を充てる場合は、「保育所における短時間勤務の保育士の取扱いについて」（令和5年4月21日こ成保21厚生労働省子ども家庭局長通知）に掲げる要件を満たすこととし、保育士の数の算定に当たっては、短時間勤務の職員の1か月の勤務時間数の合計を常勤職員の1か月の勤務時間数で割った数（小数点以下を切り捨て）に換算して、保育士の数の対象となる常勤職員の数に加え、保育士の数とする。

3 第1項及び前項の規定は、適用省令第31条第2項に規定する保育従事者の数、適用省令第44条第2項に規定する保育士の数及び適用省令第47条第2項に規定する保育従事者の数に準用する。

4 法第34条の15第3項第3号の「実務を担当する幹部職員が、社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園及び家庭的保育事

業等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

- (2) 経営者に、保育サービスの利用者（これに準じる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

（設備の基準）

第6条 適用省令第43条第1項で規定する乳児室及びほふく室の面積の算定に当たっては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令について」の留意事項について」（平成23年10月28日雇児発1028第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）を踏まえるものとする。

（屋外遊戯場）

第7条 適用省令第28条第1項第4号及び適用省令第43条第1項第5号で規定する屋外遊戯場等について、次に掲げる要件を満たすときは、屋上又は公園等の代替地に屋外遊戯場等を設けることができる。

- (1) 屋上に屋外遊戯場等を設けるときは、「児童福祉施設最低基準の一部改正について」（平成14年12月25日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の第2の5に掲げる要件を満たすこと。
- (2) 公園等の代替地に屋外遊戯場等を設けるときは、「待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について」（平成13年3月30日雇児保第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）の1の（2）に掲げる要件を満たすこと。

（社会福祉法人又は学校法人による認可申請）

第8条 社会福祉法人又は学校法人が事業の認可申請を行うに当たっては、「家庭的保育事業等の認可等について」（平成26年12月12日雇児発1212第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「通知」という。）の第1の3の（2）に掲げる基準を満たすものとする。

- 2 社会福祉法人が事業の認可申請を行うに当たっては、「社会福祉法人が営む小規模保育事業の土地、建物の所有について」（平成26年12月12日雇児保発1212第2号・社援基発1212第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長・社会・援護局福祉基盤課長連名通知）に従うものとする。

なお、建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上の使用が見込まれると同様の内容の賃貸借契約を締結している場合は、地上権又は賃借権の登記を行わないことができる。

（社会福祉法人又は学校法人以外の者による認可申請）

第9条 社会福祉法人又は学校法人以外の者が事業の認可申請を行うに当たっては、通知の第1の3の（3）に掲げる基準を満たすものとする。なお、通知の第1の3の（3）のアの基準において、「事業規模に応じた、必要な経済的基礎がある」と市長が認める基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 事業を行うために必要な土地又は建物について、貸与を受ける場合は、安定的な事

業の継続性の確保が図られると判断できる土地又は建物であり、賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。

(2) 賃借料の財源について、安定的に賃借料を得る財源が確保されていること。

また、これとは別に、当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額と事業の年間事業費の1/2分の2以上に相当する額の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。

(3) 賃借料及びその財源が収支の記載された計算書に適正に計上されていること。

2 不動産の貸与を受けて設置する場合は、前条第2項を準用する。

ただし、建物の賃貸借期間については、2年以上とし、賃貸借契約書に自動更新の条文規定を設けるものとする。

(認可の申請手続き)

第10条 法第34条の15第2項の規定に基づく国、都道府県及び市町村以外の者が、事業を行おうとするときは、小規模保育事業等認可申請書（様式第1号）に必要書類を添付した上で、市長に提出しなければならない。

(結果の通知)

第11条 市長は、前条の申請に対し、第2条に規定する子ども・子育て支援事業計画の保育の確保方策を勘案し、認可の可否について決定するものとする。この場合において、市長は可否の結果を、認可する場合は小規模保育事業等認可書（様式第2号）を、認可しない場合は小規模保育事業等不認可通知書（様式第3号）を交付するものとする。

(事業の休廃止の申請)

第12条 法第34条の15第7項の規定に基づく国、都道府県又は市町村以外の者が、事業を休止又は廃止しようとする場合は、小規模保育事業等（休止・廃止）申請書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請に対し、地域の保育の実情を勘案し、承認する場合は、小規模保育事業等（休止・廃止）承認書（様式第5号）を、承認しない場合は、小規模保育事業等（休止・廃止）不承認通知書（様式第6号）を交付するものとする。

(変更の届出)

第13条 国、都道府県及び市町村以外の者が、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の3第3項又は第4項の規定による変更をしようとするときの届出は、変更があった日から起算して1か月以内に、小規模保育事業等変更届出書（様式第7号）に必要書類を添付し、市長に届出するものとする。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、事業の認可等に関し必要な事項は、児童部長が定める。

附 則

(施行日)

1 この要領は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(特例措置)

- 2 吹田市保育緊急確保事業対象施設運営補助金交付要綱（平成26年吹田市告示第108号）に基づく補助金を受けている施設（以下、「補助対象施設」という。）に限り、建築基準法に基づく検査済証の交付を受けていない場合、建築士による、当該建築物が建築基準法等建築関係規定に適合する旨の文書の提出をもって交付を受けたものとみなす。
- 3 補助対象施設に限り、認可するに際して、平成29年度末までに、建築基準法上（昭和56年6月1日以降）の耐震基準を満たす旨の条件を付することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成27年8月5日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年1月12日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和5年5月1日から施行する。